

北本市消費生活相談あれこれ(36)

注文した記憶がない……

一人暮らしの母親のところに、亡くなった父親宛の健康食品が送られてきた。母親は最近、物忘れが激しく、何を聞いても「わからない」と言うばかりで困っている。どのように対処したらよいかという相談が寄せられました。

相談者に、生前父親が健康食品を利用したことがあるかと聞いたところ、よく利用していたが、購入先はわからないとのこと。

そこで、相談員から当該社に健康食品を送付した経緯を聞くと、「以前から付き合いがあり、今後の注文の確認をしたところ、以前と同じものを送ってください、と言うので送った」とのこと。

相談員から契約当事者は2年程前に亡くなっていること、電話で応じた奥さんは物忘れが激しく、注文の記憶がないと言っていることを伝えると、当該社からは着払いで返品をと回答。相談者は返品し解決しました。

相談者からは、今後トラブルに巻き込まれることがないように、何かよい方法があれば知りたいとの申し出もありました。

このような場合、家族や地域の見守りが必要ではありますが、悪

質商法などの被害から判断能力の不十分な人を法的に保護し、支援する成年後見制度の利用も検討されてはどうかと伝えました。

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度があります。法定後見制度は、判断能力の程度など本人の事情に応じて「後見」「補助」「補助」の3つに分かれています。最寄りの家庭裁判所に申し出ることにしますが、その前に、まず、市の高齢介護課に相談すると良いでしょう。

◆相談窓口

○北本市消費生活センター(電話でのご相談も受け付けます)
毎週月から金曜日(祝日、年末年始を除く)午前10時から正午 午後1時から4時(市民課市民相談担当・直通594-5529)

○埼玉県消費生活支援センター
毎週月曜から土曜日(祝日、年末年始を除く)午前9時30分から午後4時(☎048-261-0999)

○全国消費生活相談員協会「週末電話相談」毎週土・日曜日 午前10時から正午 午後1時から4時 (☎03-3448-1409)

セーフコミュニティ
きたもと Vol.2 SAFE COMMUNITY

セーフコミュニティとは?

「ケガやそれを引き起こす事故は偶然に起こるものではなく、予防することができる」という理念のもと、行政・地域・警察・家庭・学校などすべての関係者が分野横断的に連携・協働して安心安全に暮らすことのできるまちづくりを進めていくことです。

◆問合せ 協働推進課 セーフコミュニティ担当(直通 594-5571)

第2回の今回は、先日行われた第1回セーフコミュニティ推進協議会における日本セーフコミュニティ推進機構の白石陽子先生の講演について、少し紹介させていただきます。

安心・安全ってどんな状態?

北本市は、既に皆さんが協力して「安心・安全なまちづくり」を行っています。ところで北本市は「安心・安全なまち」でしょうか?

都市部に住んでいた人が、北本に越えてきて答えた「はい」かもしれない。逆に昔から北本に住んでいる人は、昔に比べたら危なくなつたと感じて「いいえ」と答える人もいます。

でしょう。

「安心・安全」とは、一人ひとりの肌感覚、主観によるところが大きく、なかなか客観的に評価することが難しいものです。この漠然とした対象に客観的な評価基準を決めて、より優先される課題を見つけ出し、活動を行うのがセーフコミュニティの取り組みです。

セーフコミュニティの取り組み

セーフコミュニティでは、現在どの程度安全かということと「同一の物差し(基準)」で測るのではなく、北本市が抱える課題は何かとこのことを正確に把握し、それに基づいて目標を設定します。そしてその目標に向かって地域の皆さんが協働で取り組みます。ここで重要なのは、その取組みの成果を測定する仕組みをつくり、これらの仕組みが継続して機能していくことなのです。

このような活動を進めていくためには、行政だけ、地域だけでは限界があります。そこでセーフコミュニティでは、地域住民、行政、警察、消防、学校、病院をはじめ、様々な組織、団体、個人、民間企業等が連携して助け合いながら、積極的に関わることが重要なポイントとなります。

今の北本市の実情をしっかりと把握して、北本市の課題に北本市らしいやり方で安心・安全なまちづくりをしていきましょう!